

福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

福井県後期高齢者医療広域連合長 東村新一

福井県後期高齢者医療広域連合条例第2号

福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例

福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例（平成20年福井県後期高齢者医療広域連合条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金」の次に「及び高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」を加える。

第6条第1号中「平成20年度」の次に「及び平成21年度」を、「法第99条第1項及び第2項」の次に「並びに第111条」を加え、同条に次の3号を加える。

- (3) 広域連合が事業計画を策定し、広域連合及び市町（広域連合を組織する市町をいう。以下同じ。）が実施する後期高齢者医療制度に関する説明会の開催並びに周知及び広報のための経費の財源に充てる場合
- (4) 広域連合が事業計画を策定し、広域連合及び市町において後期高齢者医療制度に関するきめ細やかな相談を実施するための体制整備を講じるための経費の財源に充てる場合
- (5) 平成21年度における広域連合が行う被保険者均等割額が7割減額されている被保険者の一部（7割の減額を受ける世帯のうち、被保険者全員が高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第15条第1項第4号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない世帯に属する被保険者）の被保険者に係る被保険者均等割額の減額（前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第10条第1項に規定する額を除く。）及び基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者に係る所得割額の減額のための財源に充てる場合

附則第2条中「平成22年3月31日」を「平成23年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。